（法第百三十四条第一項第一号の国土交通省令で定める要件）

**第十六条**　法第百三十四条第一項第一号の国土交通省令で定める要件は、密接関係貨客輸送事業者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を推進するための体制

三　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理する方法

（認定管理統括貨客輸送事業者の認定の取消しを行う場合の手続）

**第十八条**　国土交通大臣は、法第百三十四条第二項の規定に基づき、同条第一項の認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十一による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（認定管理統括貨客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

**第十九条**　法第百三十五条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十二による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、法第百三十五条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第十二による計画書一通を提出すれば足りる。

一　計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

（法第百三十条第一項第一号の国土交通省令で定める要件）

**第十六条**　法第百三十条第一項第一号の国土交通省令で定める要件は、密接関係貨客輸送事業者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針

二　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するための体制

三　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理する方法

（認定管理統括貨客輸送事業者の認定の取消しを行う場合の手続）

**第十八条**　国土交通大臣は、法第百三十条第二項の規定に基づき、法第百三十条第一項の認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十一による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（認定管理統括貨客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

**第十九条**　法第百三十一条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十二による計画書一通により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画を提出する年度の四月一日前に終了した直近の事業年度（以下「申請前事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前事業年度の一事業年度前の事業年度（以下「申請前々事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者は、計画を提出した日から五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日まで（以下「計画期間」という。）に、様式第十二による計画書一通を提出すれば足りる。ただし、計画期間の各年度の四月一日前に終了した直近の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合は、この限りではない。

（新設）